2024 年度 安全報告書

2024年4月1日~2025年3月31日



この報告書は航空法第 111 条の 6 の規定に基づくものです

(株)フジドリームエアラインズ



2024 年度安全報告書の発行にあたって

平素よりフジドリームエアラインズをご利用いただき、誠にありがとうございます。 このたびは 2024 年度の安全報告書をお届けするにあたり、会社を代表して心より御礼申し上げます。

2024 年度は、当社にとって就航 15 周年という大きな節目を迎えた年となりました。この間、私たちは「地域と地域、人と人とをつなぐ翼」として、安全運航を最優先に、日々の業務に真摯に取り組んでまいりました。多くのお客様や関係者の皆様からのご支援・ご愛顧に、改めて深く感謝申し上げます。

航空業界全体では、新型コロナウイルス感染症の影響からの回復が進み、当社の運航においてもお客様のご利用が着実に戻りつつあります。特に国内幹線においては堅調な需要が見られる一方、地方路線では依然として回復の途上にあります。当社は引き続き、地域観光の振興や地方空港の活用を通じて、地方路線のさらなる活性化に貢献してまいります。



安全運航の維持・向上に向けた取り組みについても、2024 年度を通じて継続的に推進してまいりました。 2023 年度には、アルコール検査に関する事案が発生し、原因の徹底的な究明と再発防止策の強化に取り組みました。その反省を踏まえ、安全管理体制の見直しとともに、社員一人ひとりの意識改革にも力を注いでおります。また、昨年度より始めた「安全行動に対するコミットメント」の取り組みは、社員の主体的な関与を促し、ヒューマンエラーの発生件数も減少傾向にあります。これらの成果を一過性のものとせず、組織全体に定着させることで、より高いレベルの安全文化の醸成を目指してまいります。

なお、2025 年 6 月には社長の交代があり、楠瀬前社長の後任として私が就任いたしました。前社長が築いてこられた「安全を最優先とする企業文化」をしっかりと受け継ぎながら、最前線である現場を重視し全社員が安心して働ける職場づくりと、お客様に信頼される航空会社づくりに一層尽力してまいります。

今後とも、「安全こそがフジドリームエアラインズの最も重要な使命である」という設立時の原点を忘れず、 全社一丸となって安全運航に取り組んでまいります。引き続き、皆様からの変わらぬご愛顧とご指導・ご支 援を賜りますよう、お願い申し上げます。

2025年9月

株式会社フジドリームエアラインズ 代表取締役社長 本田 俊介



目次

1	安全管理の基本方針	4
2	2024 年度の安全実績	5
2.1	事故、重大インシデント	5
2.2	安全上のトラブル	5
2.3	イレギュラー運航	5
2.4	行政処分•行政指導	7
3	安全目標	7
3.1	2024 年度の安全目標の達成状況	7
3.2	2025 年度の安全目標	8
3.2.1	全社安全目標	8
3.2.2	各部門の安全重点施策	9
4	安全管理システム	9
4.1	安全管理システムの構成要素	9
4.2	安全管理体制	10
4.2.1	組織図	10
4.2.2	資格者数(運航乗務員、客室乗務員、地上運航従事者、整備従事者)	12
4.2.3	責任と権限	12
4.2.4	会議体	13
4.2.5	危機管理体制	14
4.3	安全管理活動	15
4.3.1	リスクマネジメント	15
4.3.2	報告制度	16
4.3.3	安全保証	18
4.3.4	安全監査	20
4.3.5	マネジメントレビュー	22
4.3.6	航空局安全監査立入検査	24
4.3.7	運輸安全マネジメント評価	24
4.3.8	情報共有	25
4.3.9	文書管理	26
4.4	安全推進活動	27
4.4.1	教育訓練	27
4.4.2	全社安全推進活動	30
4.4.3	各部門の安全推進活動	32
5.	データ	35
5.1	航空機に関する情報	35
5.2	救急用具の装備状況	35
5.3	輸送実績	36



1. 安全管理の基本方針

当社では、安全管理規程の冒頭に、以下の安全方針を定めており、この方針に基づいて、すべての安全管理活動を実施しています。

安全は、我社の最優先、最大のテーマである。

安全は、即経営および管理の問題である。

我々は、安全運航を確保するための不断の努力を惜しんではならない。

航空運送事業は許認可事業と呼ばれる公共的色彩の強い事業であり、我々は諸法令の定めるところに従い、謙虚、且つ公正な態度・姿勢で事業を進めていかなくてはならない。すべての社員は、会社が定める諸規程、諸規則、通達、指示事項に則り、業務を確実に実行しなければならない。すべての作業は定められたマニュアルに基づき、愚直なまでに基本に忠実に、基準、規則に基づき実行されなければならない。マニュアルの内容が現状と合わない場合には、積極的に取り上げ決められたルールに従って改訂を行わなければならない。

航空運送事業には、多種多様の現場があり、こうした現場で働くすべての社員が、職場規律を守り士気高く働くことが大切であり、各職場内での上下、左右の関係が風通しの良い、何でも言える雰囲気をつくり、失敗を隠さず、咎めず、次の改善に繋げて行く為の真剣な話し合いが大切である。

安全文化は、魂を入れなければ定着しないし、機能しないものである。我々は、日々の業務にあたって常に安全運航への強い意識を持ち、一つひとつの作業を規則、マニュアルに基づき基本に忠実に行い安全文化を醸成し、安全運航を堅持する。

この安全方針に基づき、社員一人ひとりの安全行動の指針を示す「安全に係わる行動指針」を制定し、 安全方針とともに示した「安全カード」を制作して、全社員に配布しています。

> 安全
> + 安全は、我社の最優先、最大のテーマである + 安全は、即経営および管理の問題である + 我々は、安全運航を確保するための 不断の努力を惜しんではならない
>
>
> 安全に 係わる 行動指針
> + 法令・規定を遵守し、基本に忠実に業務を行います + 迷った時は、必ず安全を最優先します + 推測に頼らず、必ず確認します

FDA FUJI DREAM AIRLINES



2. 2024 年度の安全実績

2.1. 事故、重大インシデント

2024年度は、事故および重大インシデントの発生はありませんでした。

2.2. 安全上のトラブル

2024 年度に発生した安全上のトラブル(航空法 111 条の 4 の安全上の支障を及ぼす事態)は、計 24 件でした。下表は、安全上のトラブルを、報告時のカテゴリー別に集計したものです。2024 年度を含めて、過去 3 年分を示してあります。

カテゴリー		2022 年度	2023 年度	2024 年度
① 航空機構造の損傷(鳥衝突・被雷を除く)		0	0	0
② システムの不具合		0	2	3
③ 非常用装置等の不具	③ 非常用装置等の不具合		1	2
④ 制限・規定値を超え	えた運航	4	4	1
⑤航空機の緊急操作	航空機衝突防止装置作動	4	7	8
	対地接近防止装置作動	0	0	0
	その他	0	0	0
⑥その他	運航規程関係	8	2	3
	整備規程関係	1	1	1
	落下物	0	0	0
	危険物関係(かっこ内は空	9	4	6
	間除菌剤関係)	(1)		
	その他	0	1	0
合計		28	22	24

(注) 重大インシデントを除く

2.3. イレギュラー運航

2024 年度に発生したイレギュラー運航(鳥衝突や被雷に起因するものは除く)は以下の 9 件でした。

発生日	2024年6月12日
機材	JA03FJ(ERJ-170-200STD 型機)
便名	133 便(静岡⇒鹿児島)
事象	離陸直後、操縦系統の一部(スポイラー)に不具合が発生したことを示す計器表示があった
	ため引き返した。
整備処置	左翼内側油圧アクチェータ(Multi Function Spoiler Power Control Unit)を交換し、不具合は
	解消した。
原因	スポイラーを作動させる油圧アクチュエータに不具合が生じている可能性が考えられる。

発生日	2024年7月28日
機材	JA16FJ(ERJ-170-200STD 型機)
便名	325 便(名古屋小牧⇒熊本)
事象	離陸直後に第 1(左側)エンジンの抽気系統及び推力自動制御装置に不具合が発生したこ
	とを示す計器表示があったため引き返した。
整備処置	推力レバーを交換し、不具合は解消された。
原因	推力自動制御装置の動作に左右差が生じたことから、不具合が発生した可能性が考えられ



る。

発生日	2024年0月22日
光生口	2024年8月22日
機材	JA02FJ(ERJ-170-100STD 型機)
便名	944 便(高知⇒名古屋中部)
事象	進入中に前輪ステアリング機能の不具合を示す表示があったため、着陸後、滑走路付近の
争多	誘導路上で停止した。牽引車により移動するまでの間、滑走路が閉鎖された。
整備処置	前輪ステアリングの切れ角をコンピューターに伝えるセンサーを交換し、不具合は解消され
	<i>t</i> =。
原因	交換したセンサーの不具合の可能性が考えられる。

発生日	2024年10月27日
機材	JA02FJ(ERJ-170-100STD 型機)
便名	236 便(神戸⇒松本)
事象	進入中、脚下げ操作を実施したところ、左主脚が確実に降りていることを計器表示で確認できなかったため、目的地を名古屋小牧に変更した。着陸後、滑走路付近の誘導路上に停止したことから、滑走路の運用に支障がないことが確認されるまでの間、滑走路が閉鎖された。
整備処置	左主脚のダウンロック・スプリングが切れて主脚メカニズムに干渉していることが確認されたため、当該スプリングを含む主脚部品の交換等を実施し、主脚の作動試験を実施して不具合が発生しないことを確認した。
原因	左主脚のダウンロック・スプリング(主脚を脚下げ状態に固定するスプリング)が破断し、その破断したスプリングの上部が主脚メカニズムに干渉したことで、ダウンロックが掛かっていない状態になり不完全な計器表示になった可能性が考えられる。

発生日	2024年12月2日
機材	JA01FJ(ERJ-170-100STD 型機)
便名	504 便(新潟⇒福岡)
事象	飛行中、前縁高揚力装置(スラット)に不具合が発生したことを示す計器表示があったため、 目的地を名古屋小牧に変更した。
整備処置	スラット間にあるセンサー、およびそのワイヤーハーネスを交換し不具合は解消された。
原因	航空機の左側に位置する後縁高揚力装置を操作するための部品に不具合の可能性が考えられる。

·	
発生日	2025 年 1 月 20 日
機材	JA01FJ(ERJ-170-100STD 型機)
便名	945 便(名古屋中部⇒高知)
	進入中、脚下げ操作を実施したが、左主脚が確実に下りていることを計器表示で確認でき
事象	なかったため、緊急事態を宣言の上、着陸後、誘導路上に停止した。その後、牽引車により
	駐機場へ移動するまでの間、滑走路が閉鎖された。
	左主脚のダウンロック・スプリングが切れて主脚メカニズムに干渉していることが確認された
整備処置	ため、当該スプリングを含む主脚部品の交換等を実施し、主脚の作動試験を実施して不具
	合が発生しないことを確認した。
	左主脚のダウンロック・スプリング(主脚を脚下げ状態に固定するスプリング)が破断し、そ
原因	の破断したスプリングの上部が主脚メカニズムに干渉したことで、ダウンロックが掛かってい
	ない状態になり不完全な計器表示になった可能性が考えられる。



発生日	2025 年 2 月 3 日
機材	JA16FJ(ERJ-170-200STD 型機)
便名	200 便(福岡⇒松本)
事象	飛行中、客室乗務員 1 名が体調不調となったため、目的地を名古屋小牧に変更し、航空交通管制上の優先権を要請した。
整備処置	なし。
原因	L2 の客室乗務員が体調不良(眩暈、手足の痺れ)のため継続乗務不可と判断された。

発生日	2025年3月5日
機材	JA16FJ(ERJ-170-200STD 型機)
便名	357 便(名古屋小牧⇒花巻)
事象	降下中、操縦系統に不具合が発生したことを示す計器表示があったため、引き返した。
整備処置	スラット間にあるセンサー、およびそのワイヤーハーネスを交換し不具合は解消された。
原因	航空機の右側に位置する外側の前縁高揚力装置(スラット)間にあるセンサー関連の部品
	に不具合の可能性が考えられる。

発生日	2025 年 3 月 27 日
機材	JA10FJ(ERJ-170-200STD 型機)
便名	146 便(福岡⇒静岡)
事象	進入中、油圧系統に不具合が発生した。着陸後、牽引車により移動するまでの間、滑走路が閉鎖された。
整備処置	主脚の油圧系統のホースを交換し不具合は解消された。
原因	主脚の油圧系統のホースに不具合の可能性が考えられる。

2.4. 行政処分・行政指導

2024 年度は、国から受けた事業改善命令、厳重注意その他の文書による行政処分や行政指導はありませんでした。

3. 安全目標

3.1. 2024 年度の安全目標の達成状況

2023 年度の安全目標のレビュー結果に基づき、2026 年度までの 3 年計画で更なる改善を図り、安全目標①は 0.30、安全目標②は 0.80 を目指すこととし、2024 年度は中間目標として、以下の全社安全目標および安全重点施策を設定し、この安全目標を達成するための具体的な施策を部門ごとに策定し、推進しました。

① 人的要因が関係するイレギュラ―事象等の削減(数値目標)

安全指標	1,000 飛行時間当たりの人的要因が関係するイレギュラー事象等の発生率
安全目標値	0.36 以下
安全重点施策 の方針	・ オペレーション安全部会における不具合事象の分析やリスク評価の深化を図る。 ・ 分析手法に係る研修やツールの活用を検討する。 ・ 安全目標③により安全に関する個人の意識付けを図る。

安全目標①については、目標値 0.36 に対し、対象事象は 13 件、実績値は 0.37 となり、目標未達となりました。運航乗務員の運用関連の不具合(操縦実施要件、アルコール検査関連、ライセンス不携帯)や地上取扱業務における重量・重心位置管理業務に係るヒューマンエラー(失念や注意・確認不足)の発生により



目標値にわずかに届きませんでした。

② 安全上のトラブルの削減(数値目標)

安全指標	1,000 飛行回数当たりの安全上のトラブル(航空法 111 条の 4 の安全上の支障を及ぼす事態の報告)の発生率
安全目標値	1.00 以下
安全重点施策 の方針	・ 人的要因に起因する不具合(目標①)対策などを検討のうえ、実行に移す。 ・ 自社事例の再発防止策を再確認し徹底を図る。
	・ 他社事例の水平展開を強化する。

安全目標②については、目標値 1.00 に対して対象事象は 24 件で実績値は 0.76 となり、目標を達成しました。安全目標②には、安全目標①に該当する人的要因に起因する不具合も含まれますが、TCAS RA に伴う回避操作や無申告の危険物輸送など、当社の改善努力のみでは対処が難しい事象のほか、客室非常用照明の不作動といった対策の取りにくい事象も見受けられます。

③「安全行動に対するコミットメントの作成と実践」

安全に関するコミットメントについては、アンケート調査の結果から個人の安全意識の向上に一定の効果が確認されているが、今後はさらに進化させた形で継続的な活動が必要であると考える。2024 年度も、安全意識の向上とヒューマンエラー防止のため、社員一人ひとりが自らの行動に対するコミットメントを作成し、それを実践する活動を推進し、個人の意識付けの定着に向けて継続して取り組みを行う。

個人の安全意識の向上、特にヒューマンエラー防止の観点から、全社員がコミットメントを作成し、意識向上を図りました。アンケート調査(回答率 80%)の結果、回答した社員の約 88%の社員がヒューマンエラー防止に効果があったと回答しており、個人の安全意識の向上に一定の成果があったと考えられるため、2025 年度も継続することが有効であると評価しました。

3.2. 2025 年度の安全目標

3.2.1. 全社安全目標

数値目標については、2024 年から 2026 年度までの 3 か年計画を推進する阻害要因はないと考えられることから、その 2 年目として下表のとおり設定しました。

①人的要因が関係するイレギュラ―事象等の削減(数値目標)

安全指標	1,000 飛行時間当たりの人的要因が関係するイレギュラー事象等の発生率
安全目標値	0.33 以下
安全重点施策 の方針	・ オペレーション安全部会における不具合事象の分析やリスク評価の深化を図る。 ・ 分析手法に係る研修やツールの活用を検討する。 ・ 安全目標③により安全に関する個人の意識付けを図る。

② 安全上のトラブルの削減(数値目標)

安全指標	1,000 飛行回数当たりの安全上のトラブル(航空法 111 条の 4 の安全上の支障を及ぼす事態の報告)の発生率
安全目標値	0.90 以下
安全重点施策 の方針	・ 人的要因に起因する不具合(目標①)対策などを検討のうえ、実行に移す。 ・ 自社事例の再発防止策を再確認し徹底を図る。 ・ 他社事例の水平展開を強化する。



また、安全目標③についても2024年度の評価結果を踏まえ以下のとおり設定しました。

③「安全行動に対するコミットメントの作成と実践」

安全に関するコミットメントについては、アンケート調査の結果、多くの社員が本活動はヒューマンエラー の防止に有効であったことが確認されている。今年度も、安全意識の向上およびヒューマンエラー防止対策として、個人の意識付けを目的とし、日常業務への定着を図る活動を推進する。

3.2.2. 各部門の安全重点施策

上記の全社安全目標と重点施策方針に基づき、各部門で、目標達成のための具体的な施策を検討し実行に移しています。主な施策を下表に示します。

部門	主な施策
運航乗員部	・ BowTie 分析手法を用いた分析の深掘りと効果的な再発防止策を実施する。 ・ 各自のコミットメントの実施状況についてデブリーフィング等でレビューを行う。
訓練審査部	・ 今年度開始した能力基準訓練・評価で、5段階プロセスを回すために、ループ体制を構築し、効果的かつ効率的な訓練審査を目指す。・ 定期訓練データを分析し、全乗員へ定期的にフィードバックして安全意識とレジリエンスを高める。
シミュレーター 事業部	・ 目標を設定してシミュレーターの維持管理を行い機材の品質を維持する。 ・ 作業前には危険予知訓練を行い作業者に注意喚起を行う。
運航部	 緊急事態発生時の模擬演習実施による地上運航従事者の技量向上をはかる。 非常救難訓練前に飛行データ解析の討論会を開催し、日々の疑問や操作等に関する運航乗務員同士の活発な意見交換を行う。 滑走路・誘導路の誤進入対策のため、過去の報告書や他社事例をもとにホットスポットを周知する。
客室乗員部	アルコール検査の不備防止に向け、他社事例を踏まえて教育内容を更新・拡充し、立会者へのリカレント教育で規定理解と安全意識の向上をはかる。通期2件以上のヒヤリハット報告を目指し、教育と危険予知訓練で対応力を強化し、ヒューマンエラーや機内負傷を防止する。
空港業務部	・ マニュアル等の見直しによるヒューマンエラー防止に向けた環境整備を行う。 ・ 定期的かつ効果的な現場のハンドリング状況の確認とそのフォローを行う。
整備部門	・ヒューマンエラーによる事象削減のため、品質管理報告の浸透および各グループにおけるヒューマンエラー事例のレビューと対策の再確認を実施する。・エンジントレンドの活用やエンジン洗浄、情報提供により運用限界超過リスクを低減し、また、現場と間接部門が連携して予防整備を実施する。
安全推進部	・ 人的要因が関係するイレギュラー事象等の削減のための支援活動の推進を行う。 ・ 無申告危険物輸送削減のための施策を実施する。 ・ 安全行動に対するコミットメントの作成と実践を行う。

4. 安全管理システム

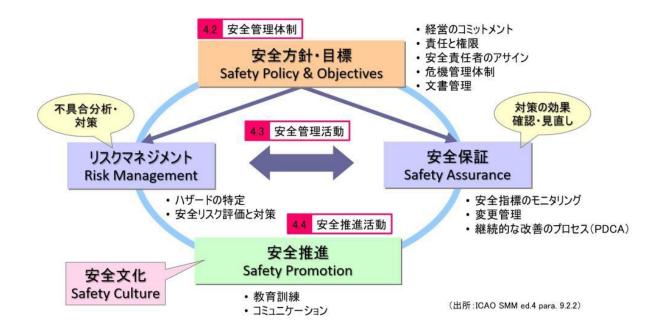
4.1. 安全管理システムの構成要素

国際民間航空期間(ICAO)の安全管理マニュアルでは、安全管理システムには、「安全方針・目標」、「リスクマネジメント」、「安全保証」および「安全推進」の 4 つの柱があり、各々が必要とする要素も含めて図示すると下図のようになります。

この 4 本柱のうち、リスクマネジメントと安全保証は、車の両輪のようなものです。リスクマネジメントのプロセスでは、日常的に発生している様々な事象からハザード(不安全要因)を特定し、リスクを評価し、リスクに応じて、必要な対策を講じます。一方の安全保証のプロセスでは、対策が適切に実施されているか、効果



があるか確認し、必要により対策の見直しを実施します。このプロセスを継続的に実施し、安全性の向上を 図ります。以下のページでは、これらの要素について、当社の取り組みを説明します。

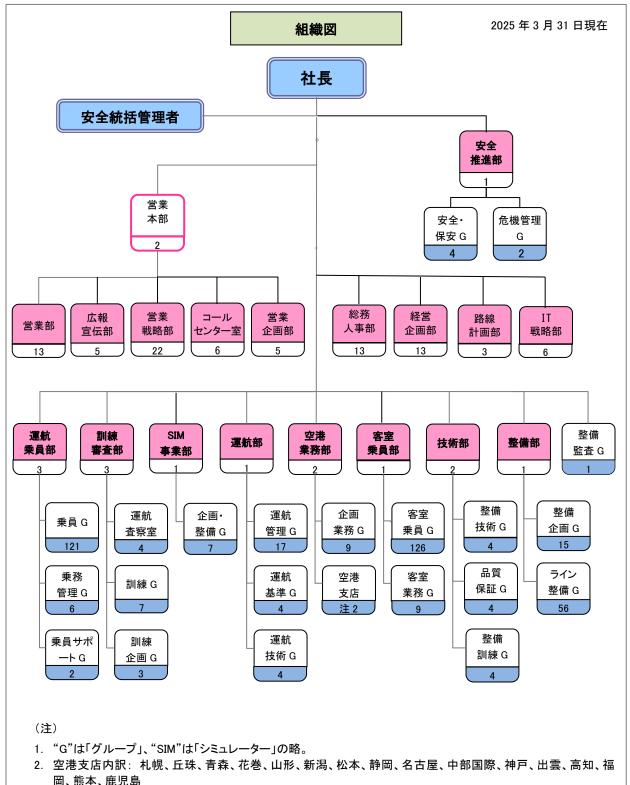


4.2. 安全管理体制

4.2.1. 組織図

組織体制および各部門の人員数を次ページの図に示します。





岡、熊本、鹿児島



4.2.2. 資格者数(運航乗務員、客室乗務員、地上運航従事者、整備従事者)

2025年3月31日現在の有資格者の人員数は以下のとおりです。

運航乗務員	122 名(機長 66 名)
客室乗務員	133 名(先任客室乗務員 77 名)
地上運航従事者	19 名(運航管理者 10 名)
整備従事者	58 名(確認主任者 34 名)

4.2.3. 責任と権限

(1) 社長

安全に関する最終責任者であり、以下の権限を有しています。

- ・ 安全管理体制を導入し、有効に機能させる。
- 安全に係る基本方針を示し、社内に周知し徹底を図る。
- 全社的な安全目標を定め、社内に周知し徹底を図る。
- ・ 安全の基本方針、安全目標の達成など安全管理体制を有効に機能させるために必要なリソースを 確保し、適切に配分する。
- 航空機の運航リスクの軽減、許容に関して決断を下す。
- ・ 安全統括管理者を選任し、安全統括管理者の提言を尊重すると共に、組織の責任と権限を明確に 定める。

(2) 安全統括管理者

航空法 103 条の 2 に基づき社長により選任され、会社の安全管理システムを統括的に管理する責任と 権限を有し、安全施策、安全投資などについて経営に対して提言する権限を有しています。

現在の安全統括管理者 荒金 修については、航空法施行規則 212 条の 5 および関連通達に基づいて 当社安全管理規程に設定されている以下の選任要件を満足することを確認のうえ、2021 年 5 月 14 日付で 選任届を東京航空局長に届出済です。

《安全管理規程の選任要件》

- 会社の役員である。
- 通算して3年以上、航空運送事業の実施、または管理の総括に関する業務の経験を有する者、または国土交通大臣がこれと同等以上の能力を有すると認めた者。
- ・ 過去 2 年以内に国土交通大臣の命により安全統括管理者を解任された前歴がない。

(3) 安全推進部長

安全管理システムの構築と維持に係る責任と権限を有し、安全監査や安全教育、各種安全啓発活動を主管します。

(4) 各生産部門(運航の維持に係る部門)の部長

各生産部門内の安全管理・安全推進活動の実施に係る責任と権限を有しています。具体的な業務を表に示します。

部	主な業務(G:グループ)
運航乗員部	運航乗務員の乗務の遂行と日常の技量管理に関する事項(乗員 G) 運航乗務員の乗務割作成および運用、運航乗務員の資格管理(乗務管理 G) 運航乗務員の採用・養成等に関する手続き、健康管理、貸与品に係わる事項 (乗員サポート C)
	(乗員サポート G)



備、等の業務実施(運航管理 G)	斤等
運航技術に関する基準・マニュアルの設定維持管理、運航技術上の技術解析 (運航技術 G) 訓練審査部 運航乗務員の審査の実施とそれに関わる計画策定、対官庁業務、各種支援	斤等
(運航技術 G) 訓練審査部 ・ 運航乗務員の審査の実施とそれに関わる計画策定、対官庁業務、各種支援	
訓練審査部・運航乗務員の審査の実施とそれに関わる計画策定、対官庁業務、各種支援	受業
	爰業
務等の遂行に関わる事項(運航査察室)	
・ 運航乗務員の教育・訓練の実施とそれに関わる計画策定、対官庁業務、各種	重支
援業務等の遂行に関わる事項(訓練企画 G)	
・ 運航乗務員の教育・訓練の実施、これに関わる各種支援業務等の遂行に関わ	つる
事項(訓練 G)	
シミュレーター ・ シミュレーターの整備・運用および認定維持に関わる事項(企画・整備G)	
事業部	
客室乗員部 ・ 客室乗務員による乗務の実施、ならびに、これに不随する品質企画、審査、訓	川練
等の業務(客室乗員G)	
・ 客室乗務員の乗務割の作成およびの日常乗務管理業務(客室業務G)	
・ 機内サービス用品の企画・管理(客室業務G)	
空港業務部 ・ 空港における旅客、貨物取扱業務、ランプハンドリング業務全般に関わる実施	包計
画、人員計画の策定およびその遂行に関わる事項(企画業務G)	
・ 定期便就航空港における支店運営、委託先管理、空港事務所等との連絡・調	郡整
業務(各空港支店)	
整備部・ 航空機整備作業の遂行、機材品質の確保、訓練の実施、部品その他の管理	里に
係わる事項(ライン整備G)	
・ 航空機整備に関する生産管理、委託管理、資材管理、および設備管理に係れ	つる
事項(整備企画G)	
技術部 ・ 航空機整備の品質保証に係る事項(品質保証G)	
・ 航空機整備の技術管理に係る事項(整備技術G)	
・ 整備部門における教育訓練に係る事項(整備訓練G)	
安全推進部 ・ 安全管理・航空保安・危険物取扱の総括(安全・保安G)	
・ 危機管理・事故処理および環境管理の総括(危機管理G)	

4.2.4. 会議体

安全関係事項について報告や議論を行い、社内における意思決定や情報共有を推進するために、以下の会議体を設けています。

(1) 安全推進委員会

社長を委員長として、原則として3か月に1回開催しています。安全目標における数値目標の国土交通省への届出のため、2月上旬に開催した臨時の安全推進委員会を含めて、2024年度は計5回開催しました。安全目標の決定のほか、安全目標の達成状況や安全監査結果を含む安全管理システムの有効性を評価するマネジメントレビューなどが安全推進委員会の主な議題となっています。

(2) オペレーション安全部会

原則として毎月開催しており、2024 年度は 12 回開催しました。安全に係るイレギュラー事象等については、その原因や対策の確認はもちろんですが、安全目標の対象のような重要な事象については、対策の定着度や有効性が評価されるまでフォローする体制を構築し、万全を期しています。

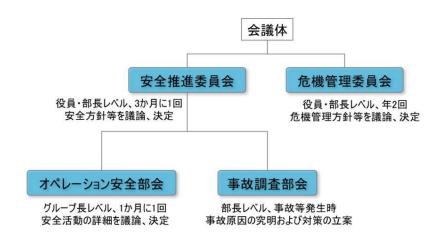


(3) 事故調査部会

開催なし。

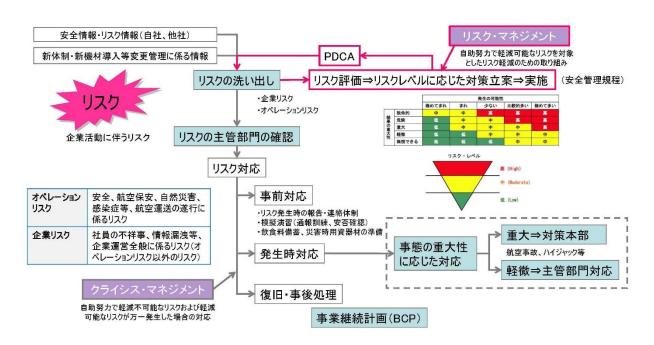
(4) 危機管理委員会

原則とし年 2 回、6 月と 12 月に開催しています。2024 年度は、6 月に中間報告として危機管理に係るトピックスについて情報共有を行い、12 月に危機管理に係るマネジメントレビューを実施しました。



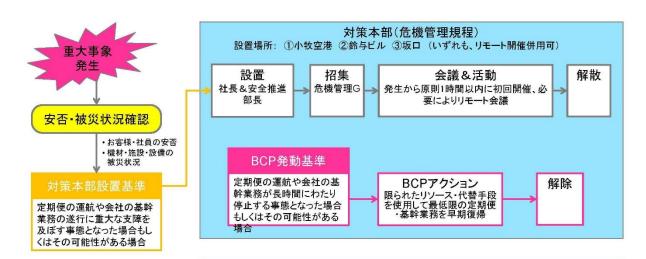
4.2.5. 危機管理体制

航空会社の業務には様々なリスクがあり、航空事故のように自分たちの努力で未然防止が可能なものと、地震や津波のように、発生そのものは防止できず、発生した場合の被害を最小限に抑える努力に傾注せざるを得ないものに分けられます。前者については、安全管理規程に記載しているリスクマネジメントのしくみ(本報告書 4.3.1 項参照)で対処していますが、後者については、対応方針を危機管理規程に定め、対象となるリスクの洗い出し、リスク対応としての事前対応、発生時対応および復旧・事後処理の基本方針と手順を定めています。下図は、こうした危機管理対応の基本的な考え方を示したものです。





リスク発生時の具体的な対応は、事態の重大性に応じて対応することとしており、重大な航空事故が発生した場合や、地震・津波で社員も被災し、要員の確保が難しい場合には、対策本部を招集し、既存の組織体制を超えた指揮命令系統で対応することとしています。特に、地震・津波等で空港が甚大な被害を受けた場合には、限られたリソースや代替手段を使用して最低限の定期便や会社の基幹業務を早期に再開するため、事業継続計画(BCP)を発動し、対処することしています。下図は、対策本部設置や BCP の発動に係る基本的な考え方を示したものです。



事業継続計画(Business Continuity Plan: BCP)とは、会社の重要な業務の継続が危ぶまれるような緊急事態が発生したときに、損害を最小限に抑え、社会的信頼を回復し、事業の継続や復旧を図るための計画を言う(危機管理規程)

航空会社として対処しなければならないリスクには、航空事故や地震・津波等の自然災害のリスク以外にも、サイバーテロ等の情報システムに係るリスクや新型コロナウイルスに代表される感染症のリスクなどもあります。様々なリスクの中でも、これらのリスクについては、重点的に対処すべきリスクとして、当社危機管理規程の中で、平時対応や模擬演習等の具体的なアクションを定め、対処することとしています。

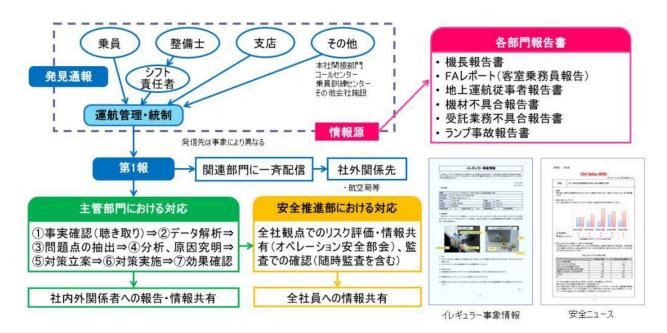
なお、航空事故や重大なシステム障害発生時など、お客様からの問合せが殺到する可能性がある場合には、通常のコールセンターのほかに、専用の問合せ電話窓口(フリーダイヤル)を設置することとしております。設置する場合には、当社ウェブサイトにてご案内いたします。

4.3. 安全管理活動

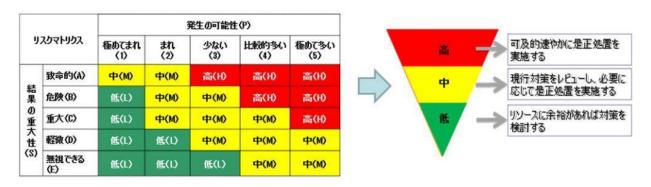
4.3.1. リスクマネジメント

イレギュラー事象が発生した場合の一般的な処理手順は、下図の通りです。発生した不具合に対して有効な対策を講じるには、特にヒューマンエラーに起因する事象の場合には、事実関係の確認が重要であり、そのため主管部門は、当事者に対する聴き取り(インタビュー)を入念に実施します。主管部門は得られた情報に基づいて、必要によりデータ解析結果を参考にして分析を実施し、原因究明、対策の立案を行います。対策実施後の効果確認は、必要に応じて、後述の監査やラインモニターを活用します。こうしたプロセスの妥当性の確認は、通常、オペレーション安全部会で実施しており、安全目標対象事象等の重要事案の場合には、効果確認までのプロセスをフォローしています。





発生事象に対するリスク評価は、上記の分析結果に基づいて特定されたハザード(不安全要因)に対して、当社では、下図に示すようなマトリクスを適用して実施しています。原則として、主管部門がリスク評価を実施しますが、安全推進部は、全社的な観点でリスク評価を実施し、主管部門の評価でカバーできない部分、不足部分を補い(例:機材故障の乗員操作への影響等)、必要に応じてオペレーション安全部会において議論します。



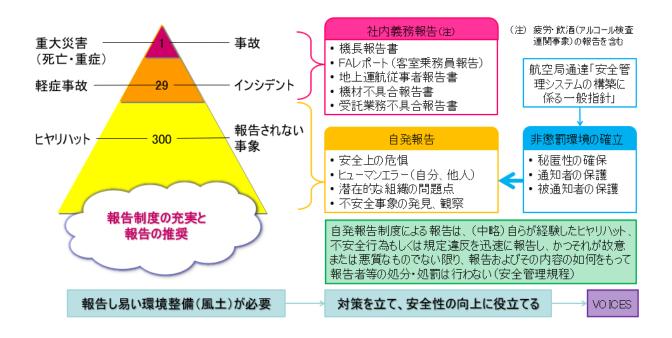
4.3.2. 報告制度

上記のリスクマネジメントのプロセスを適切に実施するには、様々な事象発生時の報告が重要であり、 安全管理、特に未然防止、予防対策の観点からは、不具合事象として顕在化してしまったものだけでなく、 ヒヤリハット事例や安全上の懸念事項などの報告がカギを握っています。

こうした観点から、ヒヤリハット事例や安全上の懸念事項等の自発報告の推進を図るために、非懲罰環境を確立したうえで、ヒヤリハット報告の推進を図っています。原則として、こうしたヒヤリハット報告もリスク評価の対象とし、原因分析、対策立案のプロセスに乗せています。

更に、ヒヤリハット事例のうち、他社にも役にたつと思われる情報については、航空安全情報自発報告制度(VOICES)に会社として報告することを 2021 年度から始めています。





下表は、2024 年度の報告件数を示したものです。これらの報告事象については、主管部門において、決められた手順に従ってフォローされるほか、前項に示すリスク評価の情報源として、毎月開催しているオペレーション安全部会において、全社的な視点でレビューを行っています。

社内義務報告件数

報告書種別	報告件数
機長報告書	83
地上運航従事者報告書	7
航空機材不具合報告書	27
FA レポート(客室乗務員報告書)	76(サービス関係やお客様の声を除く)
受託業務不具合報告書	4

自発報告については、安全に係る全社的な自発的報告制度として、安全推進部が事務局として運用を 行っている「セーフティ・レポーティング・システム」のほか、部門ごとに自発報告制度の運用を行うこともでき るようにしており、独自にヒヤリハット事例の収集を実施しています。

ヒヤリハット事例の収集を推進する担当者として「自発報告推進担当者」を各部門(運航乗員、運航管理、空港業務、整備、客室の各部門)ごとにアサインし、担当者による会議を随時開催して、各部門における自発報告制度の取り組み状況の把握、部門間の情報共有および全社的な自発報告の推進を図ることとしています。

2024 年度のヒヤリハット報告件数を下表に示します。2024 年度は、年度を通じて 493 件の報告が上がっています。

運航乗員	運航管理	空港業務	整備	整備 客室 安		その他
9	46(注)	353(注)	16	67	2	0

(注) 地上取扱業務の委託先での報告件数を含む。



4.3.3. 安全保証

リスクマネジメントのプロセスで実施された対策や安全目標達成のために実施されている重点施策が適切に実施されているか、有効に機能しているか確認し、必要に応じて更なる対策を講じて、安全性の継続的な向上を図るプロセスが安全保証のプロセスです。このプロセスを図示すると下図のようになります。この中で、安全指標のモニタリング、飛行データ分析(FOQA)およびラインモニターについて説明します。安全監査とマネジメントレビューについても後述します。



(1) 安全指標のモニタリング

下図は、2024 年度の全社安全目標①のモニター用グラフです。このような形で、毎月開催しているオペレーション安全部会で進捗状況を確認し、必要により対策の検討を行うこととしています。

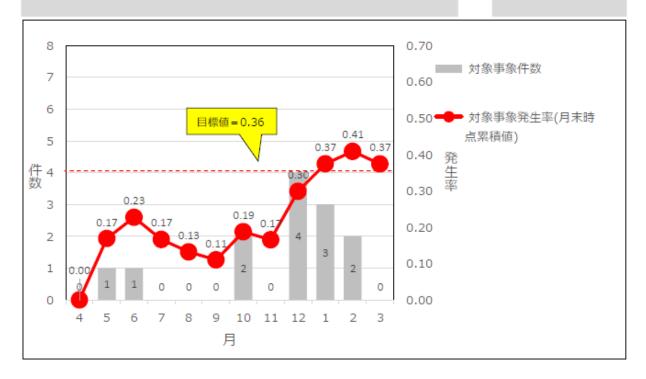


2025/4/16 安全推進部

安全目標① 人的要因が関係するイレギュラー事象等の削減

年間目標値:1,000飛行時間当たりの発生率=0.36以下 (2023年度目標値:0.40以下、2023年度実績値:0.22)

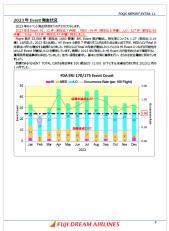
実績: 0.37(13件)



(2) 飛行データ分析(FOQA) FOQA: Flight Operational Quality Assurrance

このプログラムは、飛行中に記録した様々なデータを航空機から定期的にダウンロードし、解析することで、事故やインシデントおよび不安全事象の発生前に兆候を検知するなど、日常運航のモニターを通じて必要により対策を講じるものです。通常運航のデータに基づいてハザード/リスクを抽出し、安全対策に繋げるため、航空業界では、最もプロアクティブな安全対策と言われています。当社では、データ解析結果をFOQA 委員会で議論し、FOQA レポートとして運航乗務員に配布し、安全運航に活用しています。









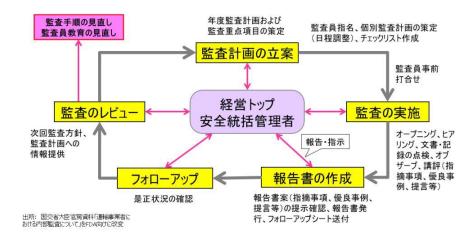
(3) ラインモニター

変動する運航環境の中に潜在的な不安全要素がないか確認するため、既定の訓練・審査とは別に、ラインモニター実施者が編成外で日常運航に同乗し、操縦室内で運航状況を観察し、運航品質の把握を行うプログラムです。得られたデータは、運航業務の標準化や不安全要素の除去に活用しています。新規路線が開設された時や冬期運航開始時、あるいは、安全上のトラブルやイレギュラー運航が発生した場合などに実施することとしており、2024年度は、2回のラインモニターを実施しました。

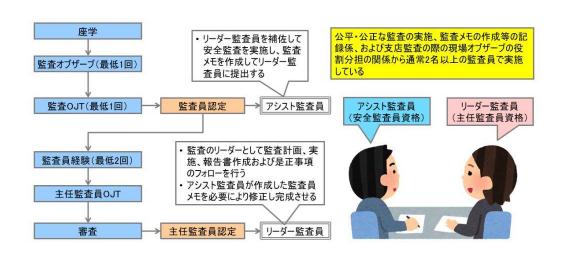
4.3.4. 安全監査

(1) 安全監査プログラム

当社の安全監査プログラムは、国交省大臣官房資料「運輸事業者における内部監査について」に示される監査プログラムに準拠し、ISO9001 品質マネジメントシステムの監査手法を参考にして構築しています。安全監査の流れは、概ね下図に示す通りです。



安全監査は、安全推進部が実施する安全監査員養成訓練を受講し、安全監査員としての認定を受けた 監査員によって実施されます。通常の監査は、リーダー監査員とアシスト監査員のペアで実施しており、リ ーダー監査員になるには、監査員認定後、アシスト監査員としての経験を積み、主任監査員の OJT 訓練を 受けた後、審査に合格する必要があります。





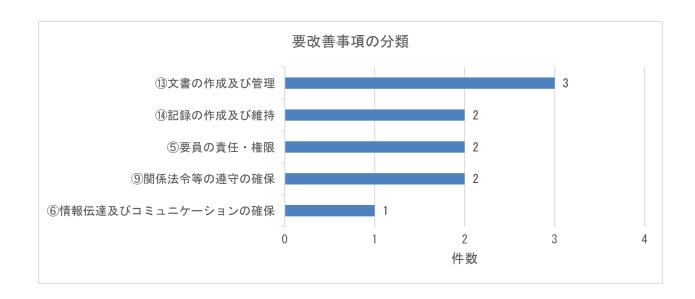
監査には、年度計画に基づいて計画的に実施する「定例監査」、不具合事象の発生を受け、改善処置 が適切に実施され有効に機能していることを確認するために、必要に応じて実施する「随時監査」、およびこ れらの監査が何らかの理由により予定通りに実施できなかった場合に実施する「再監査」の 3 種類の設定 があります。

また、監査の対象部門の業務内容に応じ、「本社部門」と「空港支店」に分けて監査の実施基準を設定しています。本社部門は、毎年度1回以上、空港支店に対する監査は、2年度に1回以上定例監査を実施することとしています。なお、本社部門のうち、直接オペレーションに関与していない部門については、個別に評価することにより、2年度に1回以上としている場合があります。

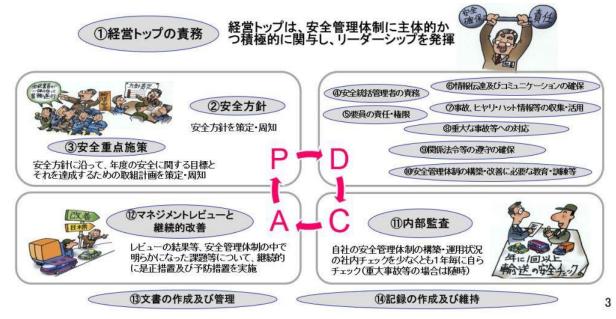
(2) 2024 年度の安全監査実施結果

2024 年度は、定例監査として本社 24 部門および 7 空港支店、計 31 部門・空港支店に対して監査を実施しました。2024 年度から監査制度を変更し、指摘区分の見直しを行いました。従来は安全上のリスクレベルに応じてレベル 1~3 の指摘事項と提言に区分していましたが、安全上のリスクが高い指摘事項が見られないことから、2024 年度より要求事項を満たしていない不適合事項を「要改善事項」、不適合ではないものの検討を要する事項を「要検討事項」として分類することに変更しました。要改善事項は 10 件あり、すべて改善処置が完了しています。

当社では、安全監査の指摘事項を、下図の 14 項目(「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」参照)に沿って分類し、傾向を分析しています。2024 年度の要改善事項 10 件の内訳はグラフの通りであり、「文書の作成・管理」に係るものが 3 件と最も多く、次いで「記録の作成及び維持」、「要員の責任・権限」、「関係法令等の遵守の確保」に係るものがそれぞれ 2 件、「情報伝達・コミュニケーションの確保」に係るものが 1 件となっています。







出所:「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」

安全監査では、優良事例についても積極的に確認し他部門と共有することで、安全管理のしくみをより 堅固なものにするよう努めています。2024年度の優良事例の総件数は40件でした。安全推進部では、この 優良事例の中から、年度ごとに、最優良事例を選考し、表彰してきておりますが、2024年度は、客室乗員グ ループにおける「乱気流対策における旅客への働きかけ」を取り上げました。乱気流による負傷防止に向け、 シートベルト着用の重要性をSNSで発信するなど、旅客への啓発活動に積極的に取り組んでおり、安全意 識の向上を図る有効な取り組みとして評価したものです。

4.3.5. マネジメントレビュー

(1) 2024 年度のマネジメントレビューの概要

2025年3月に開催した第76回安全推進委員会にて2024年度のマネジメントレビューを実施しました。総括のうち主なものは以下の通りです。

- ・ 運航乗務員関連の不具合として、副操縦士の操縦要件に沿わない運用、乗務後のアルコール検査の 遅れ、ライセンスの不携帯による運航が発生した。これらは、いずれも確認不足やうっかりミスが原因と 考えられる。ハザードの特定や分析をより深めるために分析ツール(BowTie)を導入したが、まだ十分に 活用できていない状況にある。そのため、分析研修を継続するとともに、ヒューマンファクターの視点から も対策を進める必要がある。
- 2024 年度は、自発報告担当者によるミーティングを開催し、ヒヤリハット報告の有効な活用方法について検討を進めてきた。こうした取り組みに加え、2025 年 2 月に実施された運輸安全マネジメント評価においても、当該テーマが助言事項として取り上げられたことを踏まえ、今後さらにヒヤリハット報告の活用を強化していく必要がある。

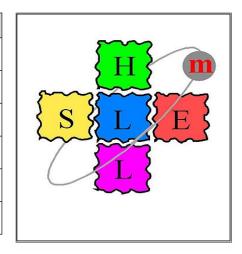
(2) イレギュラー事象等の分析結果

イレギュラー事象等については、ヒューマンエラーに係る分析を中心に実施しており、M-SHEL モデルおよび人間の認知・行動メカニズムによる分類を行い、経年変化の傾向分析と合わせて、注意すべき要素をピックアップして必要な対策を講じています



M-SHEL モデル

要素	意味
S:ソフトウェア	法令、規定・マニュアル、教育訓練など
(Software)	
H:ハードウェア	航空機、施設、設備、器材など
(Hardware)	
E:環境	温度・湿度・照明などの物理的環境、業
(Environment)	務に影響を与える社会的環境
L:人間(真中)	本人(当事者)
(Liveware)	
L:人間(下側)	周囲の人間(同僚、上司、部下等)
(Liveware)	
M:マネジメント	マネジメント(経営方針等)
(Management)	



M-SHEL モデルによる分類結果は、下表の通りであり、例年と比べて大きな差異はありませんでした。

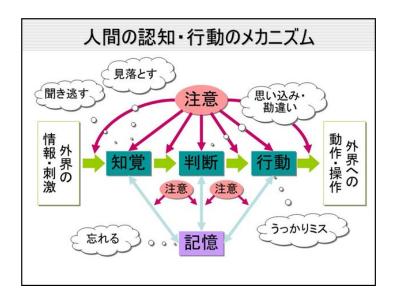
M-SHEL モデル要素別件数

M-SHELL モデル要素	年度別件数					
M-SHELL モナル安糸	2020	2021	2022	2023	2024	
L/L-L	49	73	77	73	95	
L-H	44	56	35	39	39	
L-E	18	19	26	42	41	
L-S	4	21	17	13	6	
M	2	3	1	3	0	

M-SHEL 分析の結果、L/L-L 要素のある事象について、図に示す「人間の認知・行動のメカニズム」に基づいて、「知覚」、「判断」、「行動」および「記憶」のどの部分でエラーが発生しているか分類を試みました。 過去 5 年の中期レベルで見ると大きな変動は見られませんが、2023 年度と比較すると、2024 年度は以下の特徴が見られました。

- ・ 知覚(認知確認)エラー、判断(判断・決定)エラー、コミュニケーション・連携に係るものおよび行動(操作・動作)エラーに関連する事象の減少
- ・ その他(安全阻害行為他旅客に起因するもの)の増加





要素別件数

要素	詳細項目			年度別件数				
安糸				2021	2022	2023	2024	
	① 知識不足・理解不足			4	6	7	3	
	ヒューマンエラー	② 知覚(認知・確認)エラー	9	17	15	12	4	
		③ 判断(判断・決定)エラー	5	13	13	13	5	
-		④ 行動(操作・動作)エラー	18	5	6	11	8	
		⑤ 記憶エラー	8	12	16	7	8	
	⑥ その他(安全阻害行為他旅客に起因するもの)		2	41	45	42	67	
L-L	⑦ コミュニケーション・連携に係るもの			12	6	6	3	

4.3.6. 航空局安全監查立入検查

2024年度は、以下のとおり実施されました。指摘事項はありませんでした。

被監査部門	日程	指摘事項
新潟(運航地方基地)	2024-05-15 ~ 16	なし
名古屋(本社)	2024-07-23~25	なし
静岡(運航地方基地、整備地方基地)	2023-09-04~05	なし
静岡(運航乗務員訓練所)	2023-10-30~31	なし
神戸(運航地方基地)	2025-01-09 ~ 10	なし
名古屋(本社)	2025-01-21~23	なし

4.3.7. 運輸安全マネジメント評価

2024年度は実地評価が実施され、全体的な評価としては、安全管理体制の構築および改善に関する取組について、経営トップをはじめ社員が一丸となって安全の確保に取り組んでおり、見直し・改善が行われていることが確認されました。

助言事項および期待事項については、下表の通りです。



区分		内容	対応方針
助言事項		ヒヤリ・ハット情報の収集・活用に関して、ヒヤリ・ハット情報の必要性・重要性を再周知し、 社員一人ひとりのモチベーションの底上げを 図り、ヒヤリ・ハット情報を周知するのみならず、例えば自発報告推進担当者による会議を 活用し提出された情報の共有や議論、傾向等 の把握の支援をするなどして、収集したヒヤリ・ハット情報をさらに有効に活用し、未然防止に向けた取組を強化されること。	引き続き、担当者ミーティングを開催し、情報収集や共有の枠組みに ついて検討する。
期待事項	1	防災の基本方針について更なる社員への周知・浸透を図るとともに、大規模災害時に防災の基本方針にそった現場対応力を向上するための取組に努めること。	防災の基本方針を含む危機管理対 応要領について周知に努めるととも に、模擬演習や訓練を通じて浸透を はかる。
	2	事故発生時や大規模な自然災害の発生に備えて、就航空港(チャーター便を含む)において、例えば、年1回実施する航空事故模擬演習や自然災害模擬演習の実施内容を業務委託先に共有したり、上記演習と併せて、机上訓練等も活用するなどして、業務委託先等、関係者も含めた訓練等の実施により事故対応力の向上を図られること。	空港支店と連携した模擬演習の実施について引き続き検討していく。

4.3.8. 情報共有

当社では、リスクマネジメントのプロセスにおける不具合情報の共有や周知のほか、他社情報や国交省から公表される情報の社員への情報共有や周知を目的として、下図に示すような様々な媒体の安全情報を発信しています。下表は 2024 年度に発行された安全情報の件数を示したものです。

安全情報の件数

項目	件数
社長・安全統括管理者メッセージ	1
安全推進部長通達	5
安全ニュース	7
イレギュラー事象情報	11
JTSB 報告書概要	4



社長・安全統括 管理者メッセージ

安全推進部長 通達

イレギュラー事象 情報

安全ニュース

運輸安全委員会 報告書概要











重大事案発生時の 社員への指示事項の通知

社員への指示事項の周知

当社で発生したイレギュラー 事象の情報共有

他社事例や安全に係る参考 情報の周知

運輸安全委員会報告書の 概要の周知

4.3.9. 文書管理

安全管理規程、運航規程および整備規程等の業務に必要な規程類を設定し、関連法令の改正や安全 管理システムの見直しに伴う手順変更等をタイムリーに反映する仕組みを構築して、常に最新の状態に維 持管理し、適切な規程類が業務に使用できるよう努めています。これらの規程類については、主管部が社 内の情報共有サイト(FDA ポータル)に掲示するなどして、社員がアクセスできるようにしています。

また、安全情報の記録、安全監査の記録、安全推進委員会等の会議の資料や議事録、教育・訓練記録等の記録類を管理する方法を定め、正しい情報が必要な期間、適切に維持管理できるよう努めています。これらの情報についても、メールでの配信や FDA ポータルの掲示板等で社員に共有しています。



4.4. 安全推進活動

4.4.1. 教育訓練

(1) 全社安全教育

当社では、下図に示すように、全社安全教育として、「安全啓発教育」の他、一部の社員に対して、「安全担当者教育」および「安全管理規程教育」を実施しています。加えて、安全啓発教育の一環で、アルコールに係る意識啓発教育(Eラーニング)を2021年度から毎年実施しています。



(2) 資格者訓練・審査

① 運航乗務員

運航乗務員は、入社時の経歴や所有資格によって、入社後の訓練形態が異なりますが、一般的には、 様々な訓練や審査を受け、飛行経験を積み重ねて、訓練生から、副操縦士、機長へと昇格していきます。 副操縦士や機長となった後も、資格維持のために定期的に訓練と審査を受ける必要があります。定期訓練 では、座学とシミュレーター訓練、非常救難訓練を実施しています。審査には、シミュレーターによる技能審 査と運航便における路線審査があり、これらに合格する必要があります。







乗員訓練は、従来の操縦技量(テクニカル・スキル)中心の訓練から脱却し、状況認識や意思決定、リーダーシップやチームワークといったノンテクニカル・スキルを含めて、様々な状況に柔軟に対応できる能力(コンピテンシー)習得を目指す方向に転換しつつある

従来の乗員訓練は、操縦技術(テクニカル・スキル)に重点が置かれていましたが、最近は、航空機の性能向上や自動化の進歩、新たな運航方式の導入もあり、乗員に求められるスキルも変化してきています。 飛行中に遭遇する様々な状況を正しく認識し、適切な意思決定をしたり、操縦室内外の人たちとのチームワークや機長としてのリーダーシップを発揮したりと言った、いわゆるノンテクニカル・スキルを含めて、様々な状況に柔軟に対応できる能力(コンピテンシー)の習得が求められるようになってきています。当社でもこうした要請を満たすために Competency Based Training and Assessment (CBTA)のコンセプトを踏まえた CBTA プログラムの導入を検討しておりましたが、航空局通達「Competency-Based Training and Assessment Program の審査要領細則」に基づいて、2023 年 4 月から試験運用を開始し、適切に運用できることを確認後、2024 年 4 月から正式運用に移行しました。

なお、当社は、2015 年 2 月 9 日付で、国土交通省東京航空局より「指定本邦航空運送事業者」の指定を受けており、機長に対する定期審査を、当社の査察操縦士が実施しています。

② 客室乗務員

客室乗務員は、入社時の初期訓練において、職務遂行に必要な知識やスキルを習得します。お客様に直接接する職務であるため、接遇スキルの訓練もありますが、保安要員として、ハイジャック、安全阻害行為への対処方法、緊急脱出時の手順、あるいは、お客様の具合が悪くなった場合の応急措置方法などについて、座学と実技の訓練を受け、資格審査に合格後、客室乗務員として任命されます。

客室乗務員となった後も、資格を維持するために、定期的(年1回)に訓練を受け、審査に合格する必要があります。訓練では、飛行中に想定される様々な事態に迅速かつ適切に対処できるよう、実技訓練の充実を図っており、非常救難訓練など、緊急時対応の重要な訓練では、運航乗務員との合同訓練を原則としており、万一の場合でも、両者の連携が円滑にできるよう訓練を行っています。

こうした実技訓練が効果的に実施できるように、客室のモックアップを名古屋(小牧)空港に設置し利用しています。

また、最近は、リチウム電池を使用した電子機器が増加し、リチウム電池火災のリスクが想定されることから、リチウム電池火災を想定した消火訓練も実施しています。









リチウム電池火災消火訓練

③ 運航管理者

運航管理者は、気象条件や機体の整備状況に応じて、適切な飛行経路を決めて飛行計画を作成する必要があるため、航空気象、航空機システム、航法や航空管制など、運航に係る幅広い知識と経験が求められます。このため、一般的には、入社後、運航管理者の補助業務を担当する運航担任者としての訓練(座学と OJT)を受け、担任者として発令後、経験を積んだ後に、国家資格を取得するための試験(学科と実技)に合格し、運航管理者技能検定合格証明書を取得することになります。



運航担任者や運航管理者となった後も、定期的な訓練を受ける必要があります。また、運航管理者や運航担任者に対して、運航環境や機材の特性等、業務や訓練で得られた知識を深めるために、操縦室に立入って実運航をオブザーブする「路線踏査飛行」を実施しています。

4 整備士

整備関連業務に従事する社員(整備従事者)に対する訓練には、「一般社員基礎訓練」、「資格者養成訓練」および「特別訓練」があり、これらの一部の定期訓練として「リカレント訓練」が設定されています。いわゆる「整備士」になるには、入社時の経歴や所有資格に応じて、「資格者養成訓練」の必要な訓練を受け、一般的には国の「一等航空整備士」の技能証明を取得し、当社における認定整備士や確認主任者としての認定を受ける必要があります。

こうした訓練を効果的に実施できるよう、整備訓練グループでは、基本技術の訓練内容の充実を図ったり、シミュレーターやコックピット・トレーナーを使用し実機に近い環境での訓練を行ったりしています。









4.4.2. 全社安全推進活動

(1) 航空機事故模擬演習

万一の事故や重大インシデントの発生に備え、当社では毎年、事故模擬演習を実施しています。2024年度は、2025年1月14日に演習を実施しました。

今回は福岡空港支店の協力を得て、初めて空港支店が参加する形で、事故対策本部との連携を確認しました。演習シナリオは事前に開示せず、事故の詳細情報は事務局が提供し、質問がある場合には事故対策本部が福岡空港支店へ問い合わせを行う形式で進めました。演習を通じて新たに見えてきた気づきや課題については、対応を検討のうえ、次回の演習に反映していく予定です。





(2) 名古屋小牧空港総合消火救難訓練への参加

2024年10月24日、名古屋小牧空港において実施された航空機事故対応訓練に参加しました。この訓練も毎年実施されているものですが、今回は、「滑走路16側から着陸した際に、横風にあおられて滑走路を逸脱して停止し、着陸後に右翼エンジンから出火。機内には煙が充満し、乗員、乗客に多数の負傷者が出た」というシナリオで、かつ夜間における事故を想定した対応訓練として実施されました。航空自衛隊を含む空港周辺自治体消防による消火、負傷者の搬出およびトリアージ、救急車および愛知県防災航空隊へりによる負傷者の病院への搬送等の手順について訓練が実施されました。当社は、対策本部要員や救護班として参加しました。







(3) 役員との直接対話

当社では、就航以来毎年、「安全に対する社内コミュニケーションの強化」を目的とし、役員との直接対話を実施しています。2024 年度は、アイスブレイクを交えながら、役員が中心となってフリートーク形式で行いました。全 8 回の実施で、40 名の社員が参加しました。対話では、ポストコロナで感じていること、職場環境、福利厚生、中長期計画など、幅広いテーマが話題に上がりました。また、名古屋・清水オフィスに行ったことがない社員もいることから、今後は他オフィスでの参加や見学を通じて相互理解と交流を促進してはどうかという意見が出されたことから、検討することとしました。





(4) 安全講演会 安全研修

当社では、航空安全に対する社員の安全意識の向上を目的として、毎年安全講演会を開催しております。今回は、「南海トラフ地震への備え一能登半島地震を教訓として一」をテーマに愛知工業大学工学部教授・地域防災研究センター長 横田 崇 氏を講師にお招きし実施いたしました。





安全講演会「南海トラフ地震への備え」

また、安全管理やヒューマンファクター、あるいは品質管理といった航空業界で働く人間として必要な知識・スキルを習得するために、外部の教育研修機関や外部講師による教育研修の受講を積極的に実施しています。2024年度は、前年度に引き続き熊本大学名誉教授の吉田道雄氏によるリーダーシップ・トレーニング研修を中堅社員や管理職に対して実施しました。講義やグループワークを通じて集団における人間の特性や組織におけるリーダーシップについて学び、安全な組織を実現できるよう取り組みました。







熊本大学名誉教授 吉田道雄氏によるリーダーシップ研修

(6) 夏季安全キャンペーン

当社では、毎年夏季繁忙期に合わせて、夏季安全キャンペーンを実施し、安全運航を確保するための様々な取り組みを実施しています。2024年度は、7月13日から8月31日までの期間をキャンペーン期間とし、スローガンを「あなたの参加で!高めようみんなの安全意識」として意識啓発を行うとともに、定期安全教育(Eラーニング)や規定類のレビューを実施しました。規定類のレビューでは、規定類が最新の状態に維持されているか、実態に合っていないものはないか等の観点で見直しを実施しました。

夏季安全キャンペーン 2024



7/13(土)~8/31(土)

4.4.3. 各部門の安全推進活動

これまでのページで記載できなかった各部門の活動を以下に紹介します。

(1) 客室乗員部での取り組み

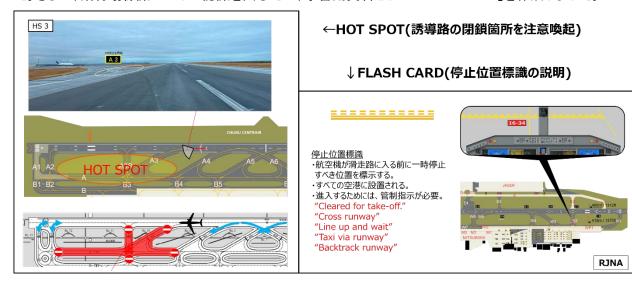
国内外において乱気流による乗務員や旅客が負傷する事例が多発しており、その対策として旅客向けに機内で突発的な揺れに遭遇した際の留意点を SNS で配信し、啓発活動を行うこととし負傷防止に努めました(4.3.4 項安全監査優良事例表彰案件)。また、社内部門間においては横断的な定期会議体の開催や留意事例の共有を通して、運航乗務員や客室乗務員の相互理解を深め負傷リスク低減に向け取り組みました。





(2) 運航部での取り組み

運航部では、滑走路誤進入の対策として設置された新千歳、中部および福岡の RST(Runway Safety Team)に参加し、関係機関や他の運航者と意見交換を行いました。過去の事例をもとに、航空機が地上走行する際に誤進入が発生しやすい箇所をチャート上に「HOT SPOT」として表示し、運航乗務員に提供しました。さらに、飛行場標識の正しい認識を図るため、学習用資料として「FLASH CARD」を作成しました。



また、FOQA のイベントの低減と安全意識の向上を目的として、定期的に運航乗務員が参加する FOQA 討論会を開催しています。当初は、過去の FOQA イベントを題材に「自分ならどうするか」を考える機会とするのが目的でしたが、現在は、日頃の運航経験やテクニックを共有しあうとともに、規程類改訂やシステム等に関する紹介や意見交換を行う機会ともなっています。よりフランクに会話などできるよう、2024 度からは講義形式から座談会形式に変更して開催しています。







(3) 空港業務部での取り組み

空港業務部では、2024 年度は「無理・ムダの排除。慣例業務の見直し」のスローガンの下、開業以来発行されている業務連絡や各種資料集の見直し、口伝、経験による伝授されている内容の検証を実施いたしました。手順として確立しているが文書化されていないものを新たに規程や教材に反映することで、ベテランから新人まですべてのスタッフが、教育の手法から実業務まで、ルールや手順を容易に把握できるようにしました。また、業務委託する事業所ごとに発行していた手順書を会社単位で承認する方針とし、2024 年度はまずグランドハンドリング業務手順書統一に着手し、委託会社単位で統一しました。これにより、手順書改訂漏れの抑制、および委託会社内での短期の移動や支援において教育訓練負荷が軽減され、安全作業の向上に寄与するものと考えています。

(4) 整備部門における取組み

整備部門では、飛行機の故障を未然に防止するため、予防整備に力を入れています。そのためのツールとして、飛行データやメッセージのダウンロードを定期的に実施しており、また無線でメッセージをリアルタイムに入手しています。これらのデータを整備士や技術者が評価し、故障の予兆が認められた場合には、エンジン洗浄や部品の交換等の予防整備を実施しています。(MOQA: Maintenance Operations Quality Assurance)

また、整備部門で働く整備士やスタッフのヒューマンエラーを防止してモチベーション向上を図るために、 改善提案を募集しています(KAIZEN 提案制度)。これは、業務における"やりにくさ"を改善することで、不安 全につながるハザードを除去している活動です。

他にも、お互いに感謝する文化を醸成する目的で、褒めるべき事例や感謝事例を募集しています(Good Job Report 制度)。危うくヒューマンエラーになるところを救ってもらった事例も報告されています。これらの活動については、毎月レビューを実施して内容の確認や進捗管理を行い、毎年優秀な者に対して表彰を行い、これらの活動のモチベーション向上につなげています(表彰制度)。

(5) 運航乗員部での取り組み

運航乗員部では、昨年度に引き続き、人的要因が関与するイレギュラー事象について、より深い分析を行うための取り組みを進めています。具体的には、インタビュースキルの向上や、分析ツール『BowTie』を用いた不具合事案の分析に取り組んでいます。また、運航乗務員のコンピテンシー向上にも積極的に取り組んでおり、FOQAデータの有効活用についても検討を進めています。これらの取り組みを通じて、あらゆる状況に柔軟に対応できるレジリエンスの醸成を図っています。今後も運航部や訓練審査部と連携しながら、こうした取り組みの活用と浸透を進め、組織全体としての分析力の底上げを目指していきます。



5. **デー**タ

5.1. 航空機に関する情報

2025年3月31日現在、以下の15機のエンブラエル(Embraer)170シリーズで運航しています。

- Embraer 170-100STD 型 2機(76人乗り)
- Embraer 170-200STD 型 13 機(84 人乗り)

機種	機数	座席数	初号機導入	平均機齢	平均年間飛行時間	平均年間飛行回数
Embraer 170	15	76/84	2009年7月	10 年	2,316 時間/機	2,105 サイクル/機

5.2. 救急用具の装備状況

当社機には、航空法施行規則 150 条に基づき、以下のような救急用具が装備されています。

品目	説明
救命胴衣	飛行機が緊急着水した場合に身につける救命胴衣が、各座席下に備えられ
	ています。装着方法については、出発前に客室乗務員から説明がありますの
	で、必ず確認してください。座席のポケットに収納されている安全のしおりにも
	説明があります。なお、救命胴衣は、緊急時以外には、お手を触れないようお
	願いします。また、幼児用も用意されており、必要時に客室乗務員からお渡し
	します。
救急箱	機内におけるお客様の怪我や急病の場合に使用する一般的な医薬品や医療
	用具を常備しています。
携帯灯(フラッシュライ	機内の照明が使用できない場合にお客様の誘導等に使用するものです。ま
 	た、夜間の緊急脱出等、必要な場合には、緊急脱出の際に、携行することとし
	ています。
航空機用救命無線機	航空機が事故に遭った場合、遭難地点を探知させるための遭難信号を送信
(Emergency Locator	する無線設備です。墜落の衝撃を感知して自動的に遭難信号を発射する自
Transmitter; ELT)	動型の ELT を装備しています。
自動体外式除細動器	機内で心肺蘇生を必要とする事態が発生した場合に備え、AED を常備してい
(Automated External	ます。当社客室乗務員は、万一の場合に備え、AED の使用方法についての
Defibrillator, AED)	訓練を受けております。
ドクターキット	機内で救急患者が発生した場合に、機内に乗り合わせた医師または医師の
	指示を受けた看護師が応急手当てに使用するため、航空局の通達で要求さ
	れた医薬品・医療用具を機内に常備しています。
感染予防キット	感染症の症状が疑われるお客様への対応時、または吐しゃ物等を処理する
	際に使用する医療用具(手袋、マスク、消毒剤等)を機内に常備しています。
	医師等に限らず乗務員または搭乗者が使用することができます。
蘇生キット	救急看護用として客室乗務員が使用できる人工蘇生機器(人工呼吸器具、聴
	診器、血圧計、その他の医療用具)を機内に常備しています。当社客室乗務
	員は、万一の場合に備え、これらの人工蘇生機器の使用方法についての訓
	練を受けております。



5.3. 輸送実績

旅客の輸送実績(2024年4月1日~2025年3月31日まで)は、以下のとおりです。

路線	便数	旅客数(注)	搭乗率(%)
札幌(新千歳)⇒山形	365	20,148	65.8%
札幌(新千歳)⇒新潟	4	188	56.0%
札幌(新千歳)⇒松本	435	29,342	82.0%
札幌(新千歳)⇒静岡	437	28,366	77.2%
札幌(新千歳)⇒福岡	2	138	82.1%
札幌(丘珠)⇒名古屋(小牧)	539	34,613	71.6%
札幌(丘珠)⇒静岡	209	13,559	74.3%
札幌(丘珠)⇒松本	210	11,394	65.5%
青森⇒名古屋(小牧)	1,023	60,872	70.6%
青森⇒神戸	362	19,342	63.8%
花巻⇒名古屋(小牧)	1,143	66,179	70.2%
花巻⇒神戸	362	18,583	62.2%
山形⇒札幌(新千歳)	365	19,844	64.7%
山形⇒名古屋(小牧)	726	35,278	58.1%
新潟⇒札幌(新千歳)	4	194	57.7%
新潟⇒名古屋(小牧)	575	31,585	69.4%
新潟⇒福岡	360	21,426	72.6%
松本⇒札幌(新千歳)	434	29,633	82.8%
松本⇒札幌(丘珠)	210	11,204	59.9%
松本⇒神戸	720	39,312	65.9%
松本⇒福岡	723	43,957	72.8%
静岡⇒札幌(丘珠)	210	13,726	73.8%
静岡⇒札幌(新千歳)	436	27,422	75.0%
静岡⇒出雲	361	17,085	57.0%
静岡⇒福岡	1,227	72,698	72.0%
静岡⇒熊本	29	1,623	66.4%
静岡⇒鹿児島	358	21,310	71.7%
名古屋(小牧)⇒札幌(丘珠)	538	34,843	73.4%
名古屋(小牧)⇒青森	1,027	62,285	72.0%
名古屋(小牧)⇒花巻	1,141	65,418	70.1%
名古屋(小牧)⇒山形	727	35,881	59.0%
名古屋(小牧)⇒新潟	579	32,691	70.9%
名古屋(小牧)⇒出雲	726	41,907	68.9%
名古屋(小牧)⇒高知	363	19,557	68,4%
名古屋(小牧)⇒福岡	1,598	98,487	74.0%
名古屋(小牧)⇒熊本	1,089	61,548	67.4%
名古屋(中部)⇒出雲	359	17,728	62.7%
名古屋(中部)⇒高知	720	36,414	63.4%
神戸⇒青森	361	19,878	66.1%
神戸⇒花巻	363	18,788	61.6%



神戸⇒高知	20	796	46,1%
出雲⇒静岡	360	17,660	60.8%
出雲⇒名古屋(小牧)	727	42,009	69.0%
出雲⇒名古屋(中部)	360	17,603	60.3%
高知⇒名古屋(小牧)	362	22,287	75.9%
高知⇒名古屋(中部)	722	33,438	58.8%
高知⇒神戸	20	876	48.5%
福岡⇒札幌(新千歳)	2	138	82,1%
福岡⇒新潟	358	22,385	76.3%
福岡⇒松本	724	44,192	72.7%
福岡⇒静岡	1,232	72,870	71,3%
福岡⇒名古屋(小牧)	1,593	98,783	75.1%
熊本⇒静岡	29	1,644	65.2%
熊本⇒名古屋(小牧)	1,087	61,563	67.6%
鹿児島⇒静岡	358	21,489	72.3%
全路線	30,094	1,731,430	69.6%
チャーター便	1,005	61,920	73.4%

⁽注) 旅客数には無償旅客を含む

以上